

令和2年6月23日

令和元年度早期退職募集の実施状況について（公表）

奈良市

奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年3月31日条例第6号）第10条第14項の規定に基づき、奈良市長その他の任命権者が実施した令和元年度の早期退職募集の実施状況について、次のとおり公表します。

1. 募集実施要項  
別紙のとおり
  
2. 認定応募者の数  
24名

令和元年 7月12日

奈良市長

今般、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、次のとおり定年前早期退職希望者の募集(奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年3月31日条例第6号)第10条第1項第1号)を行います。

#### 1. 募集の対象

令和2年3月31日における年齢が満45歳以上(昭和35年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた人)で、かつ勤続年数が20年以上の者

ただし、医師の場合は、令和2年3月31日における年齢が満50歳以上(昭和30年4月2日から昭和45年4月1日までに生まれた人)で、かつ勤続年数が20年以上の者

※勤続年数とは、休職、育児休業等の勤務しなかった期間を実際の在職期間から事由に応じて除算して得た退職手当算定上の年数をいいます。以下同じ。

注1) 次の(1)から(5)までのいずれかに該当する職員は、応募できません。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員
- (3) 法律により任期を定めて任用される職員
- (4) 令和2年3月31日までに定年に達する職員
- (5) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下、同じ)又はこれに準ずる処分を開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

#### 2. 募集期間

令和元年7月16日(火)午前8時30分から令和元年8月16日(金)午後5時15分まで

#### 3. 退職すべき期日

令和2年3月31日(火)

#### 4. 応募の手続

##### ① 応募の手続

応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」を所属長を經由して任命権者まで提出してください。

##### ② 認定又は不認定の通知書の交付

任命権者は、応募による退職が予定されている職員である旨の認定又はそれに該当しない旨の不認定の決定を行い、当該決定について職員に対し令和元年9月初旬に、それぞれ通知す

る予定をしています。

※不認定になる場合は、(注2)のとおり

注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定とします。

- (1) 応募が、この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募者が応募をした後、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

### ③ 応募の取下げ

応募を取り下げたい場合は、募集期間中に「早期退職希望者の募集に係る応募取り下げ申請書」を各部局の人事担当課に提出してください。

## 6. 早期退職希望者の募集に係る退職手当の特例措置

### ① 退職手当の支給率

奈良市職員の退職手当に関する条例第5条、第5条の2、第5条の3、同条例附則第11項、同条例の一部を改正する条例(平成18年奈良市条例第16号)附則第2条、第4条、第5条の規定を適用します。支給率については、別紙のとおり。

### ② 退職手当の算定基礎の割増

奈良市職員の退職手当に関する条例第5条の3の規定により、勤続年数が20年以上である者については、退職する年齢に応じて退職手当の算定基礎となる給与月額を割増する。割増率については、別紙のとおり。

### ③ 退職手当の調整額

奈良市職員の退職手当に関する条例第7条の4を適用します。

## 7. 募集に関する問い合わせ先

市長部局→人事課人事係 34-4821 (内2143)  
教育委員会→教職員課 34-5299 (内4132,4134)  
消防局→消防局総務課 35-1199 (内771-222)